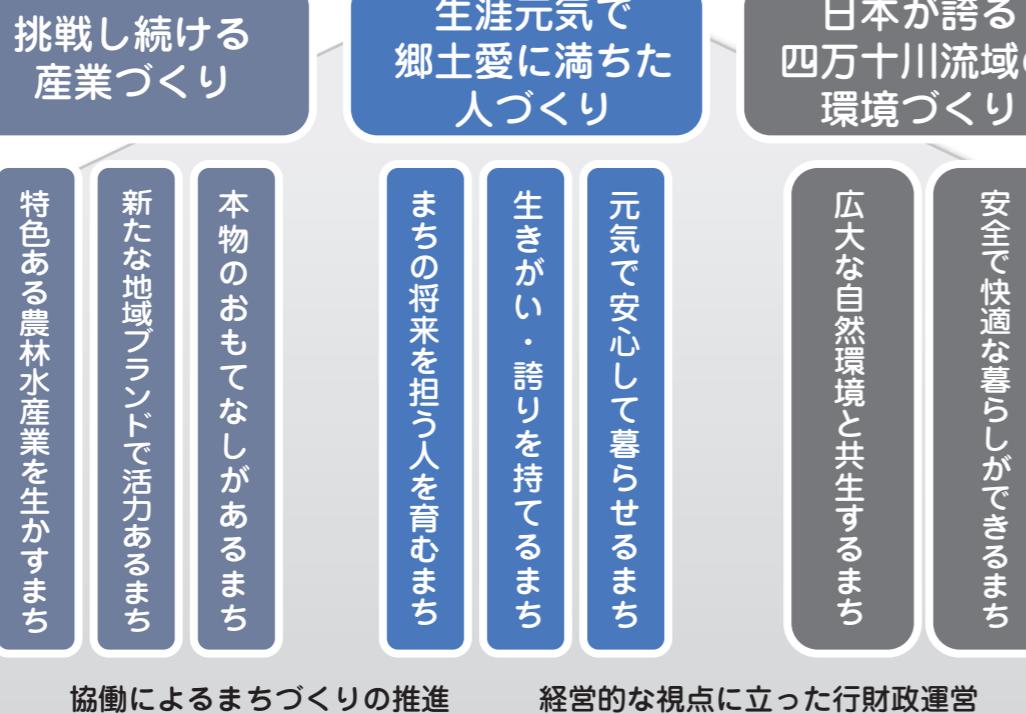


将来像

基本方針

政策目標

山・川・海 自然が人が元気です 四万十町



第三の基本方針には、既に全国的に知名度が高く、町民からも環境保全が重視されている四万十川を中心とした「環境づくり」を掲げ、自然と共生する持続的循環型のまちを目指します。

また、基本方針ごとに政策目標を掲げ、その実現に向けて施策を展開するうえでの二つの行財政運営の方針のもと、まちづくりを推進します。

企画課 ☎ 22-3124
〔お問い合わせ先〕



第2次四万十町総合振興計画

2017 → 2026

～山・川・海 自然が人が元気です 四万十町～

この基本構想と基本計画に基づき、中期財政計画は、町ホームページで閲覧できます。
<http://www.town.shimanto.lg.jp/>

この基本構想と基本計画に基づき、別事業は、実施計画として別途策定しています。

また、前期基本計画期間の財政運営方針を明らかにし、財政の効率化と持続性のある健全な財政運営を行うため、第2次中期財政計画も策定しています。

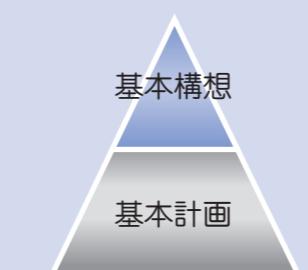
▼実施計画と中期財政計画

この基本構想と基本計画に基づき、中期財政計画は、町ホームページで閲覧できます。

また、4月上旬までには役場本庁

舎及び各地域振興局等の閲覧所や立図書館に備え置きますのでご覧ください。

〔構成と期間のイメージ〕



H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
基本構想(10年)									
前期基本計画(5年)									

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現を目指し、分野別に取り組む施策を体系的に示すもので、計画期間は平成29年度からの5年間とし、行政事情の変化等を踏まえて5年後に見直しを行います。

本町のまちづくりの指針である第1次四万十町総合振興計画が平成28年度をもって終了したことから、新たに第2次四万十町総合振興計画を策定しました。

町では、昨年度から町民や有識者などで構成する四万十町総合振興計画審議会を設置し、計画の策定を進めました。

この計画の策定に当たっては、町民アンケートやまちづくりワークショップを行うなど、多くの町民の方々のご意見を参考に審議を重ね、昨年11月に審議会から答申を受けています。

また、同年12月には、この答申を尊重した新たな総合振興計画を町議会に提案し、可決されました。

この総合振興計画の実現に向けて、町民の皆さんと協働して各種施策に取り組んでいきます。

▼計画策定の趣旨

平成18年3月20日の町村合併により誕生した本町は、新たなまちづくりの指針として「山・川・海 自然が人が元気です 四万十町」をまちの将来像とする第1次四万十町総合振興計画を策定してまちづくりを推進してきました。

これまで総合振興計画は、地方自治法によって基本構想の策定が義務付けられていましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年の法改正により策定義務がなくなり、策定については町の判断に委ねられています。

地方分権の進展とともに、行政への住民参加やコミュニティ活動の活性化などの必要性がますます高まる社会潮流の中、地方分権一括法が施行され、地域の実情に応じた独自の策をつくる必要性が増すとともに、自立した自治体運営の根拠となるルールづくりが必要となつたため、本町では、平成23年4月に四万十町まちづくり基本条例を施行しています。

この条例で総合振興計画の策定を義務付けており、本町では引き続き、計画に基づくまちづくりを推進するとともに、計画期間の半ばとなる平成24年には、行政事情の変化等を踏まえて基本計画部分の見直しを行い、現在に至っています。

成24年には、行政事情の変化等を踏まえて基本計画部分の見直しを行います。

この総合振興計画が平成28年度で期間満了となることから、平成29年度以降におけるまちづくりの方向性を明らかにし、それを着実に推進する長期的な指針として、第2次四万十町総合振興計画を策定しました。

これまで総合振興計画は、地方自治法によって基本構想の策定が義務付けられていましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年の法改正により策定義務がなくなり、策定については町の判断に委ねられています。

地方分権の進展とともに、行政への住民参加やコミュニティ活動の活性化などの必要性がますます高まる社会潮流の中、地方分権一括法が施行され、地域の実情に応じた独自の策をつくる必要性が増すとともに、自立した自治体運営の根拠となるルールづくりが必要となつたため、本町では、平成23年4月に四万十町まちづくり基本条例を施行しています。

この条例で総合振興計画の策定を義務付けており、本町では引き続き、計画に基づくまちづくりを推進するとともに、計画期間の半ばとなる平成24年には、行政事情の変化等を踏まえて基本計画部分の見直しを行います。

▼計画の位置付け

この計画は、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、四万十町まちづくり基本条例第18条を根拠として策定し、町の政策を定める最上位の計画として位置付けます。

この計画は、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、四万十町まちづくり基本条例第18条を根拠として策定し、町の政策を定める最上位の計画として位置付けます。

この計画は、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、本計画の二つの柱で構成されています。基本構想は、本町が目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの基本方針を示すもので、計画期間は平成29年度からの10年間としています。

基本構想は、本町が目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの基本方針を示すもので、計画期間は平成29年度からの10年間としています。

▼基本構想の考え方

まちの将来像は、今回の計画が四万十町まちづくり基本条例制定後、初めて策定する総合振興計画であり、条例でも「人と自然が元気なまち」を目指すとしていることから、それを継承しています。

基本方針は、町の現状と課題を踏まえ、三つの視点からまとめています。第一の基本方針には、最も強化すべき分野として「産業づくり」を掲げ、産業の振興による雇用の創出と交流人口の拡大によるにぎわいのあるまちを目指します。

第二の基本方針には、産業づくりを支える最も重要な要素として「人づくり」を掲げ、地域に愛着を持ち活力に溢れた人材の育成と、その人たちが生涯にわたって繋がりを持つことができる環境づくりを目指します。また、基本方針ごとに政策目標を掲げ、その実現に向けて施策を展開するうえでの二つの行財政運営の方針をもと、まちづくりを推進します。

▼実施計画と中期財政計画

この基本構想と基本計画に基づき、別事業は、実施計画として別途策定しています。

また、前期基本計画期間の財政運営方針を明らかにし、財政の効率化と持続性のある健全な財政運営を行うため、第2次中期財政計画も策定しています。

また、4月上旬までには役場本庁舎及び各地域振興局等の閲覧所や立図書館に備え置きますのでご覧ください。